

令和8年度第2回花巻市男女共同参画審議会会議録

日 時 令和8年7月30日（木）午前10時～午前11時50分

場 所 花巻市役所本館3階 302・303会議室

出席者 委員出席者 14名 鈴木 健（会長・学校法人富士大学）、早野 こずえ（副会長・いわて男女共同参画サポーター）、渡辺 幸輝（花巻労働基準監督署）、小原 昭徳（花巻人権擁護委員協議会）、佐藤 道輝（花巻農業協同組合）、菊池 久範（花巻商工会議所）、佐々木 晋（花巻市校長会）、多田 恵（花巻私立幼稚園・認定こども園協議会）、古舘 美由紀（公益社団法人岩手県看護協会花巻支部）、大野 麻衣子（社会福祉法人花巻市社会福祉協議会）、那須 千賀（花巻市民生委員児童委員協議会）、伊藤 賀津子（花巻市地域婦人団体協議会）、小國 奎馬（一般社団法人花巻青年会議所）、菊池 由紀子（公募）

市側出席者 4名 及川 盛敬（地域振興部長）、坊澤 尚行（地域づくり課長）、蜂谷 佳尚（地域づくり課長補佐）、藤村 真由美（地域づくり課市民協働係長）、紺野 優加（地域づくり課市民協働係主査）、桑原 弓佳（地域づくり課市民協働係主任）

傍聴者 1名

- 次 第 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 審議
令和7年度第3次花巻市男女共同参画基本計画に基づく年次報告について
- 4 その他
- 5 閉 会

1 開会 （開会 午前10時）

坊澤課長（事務局） 本日は、お忙しいところ、ご出席くださりまして、誠にありがとうございます。それでは、ただいまより、花巻市男女共同参画審議会を開会いたします。
初めに、花巻市男女共同参画審議会会長の鈴木健会長よりご挨拶を頂戴いたします。

2 あいさつ
鈴木会長 皆さんこんにちは。花巻市男女共同参画審議会会長を務めさせていただいております鈴木健と申します。

本日はお忙しい中、この審議会にご参加いただきまして大変ありがとうございます。また、今審議会から新しく委員になられた菊池久範委員、米澤委員、古舘委員、伊藤委員、小國委員、どうぞよろしくお願いいたします。引き続き、昨年からお世話になっている委員の皆さんもどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、第3次花巻市男女共同参画基本計画に基づく年次報告に関しまして、委員の皆様からご意見をお伺いしたいと考えております。貴重なご意見を賜れば幸いと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

3 審議

坊澤課長（事務局） それでは審議に入らせていただきます。
花巻市男女共同参画推進条例第15条第2項により、議長は会長となります。よろ

しくお願いいたします。

鈴木会長

審議に入る前に、会議の公開及び傍聴について、皆様にお諮りいたします。

本審議会は、「花巻市審議会等の会議の公開に関する指針 3 会議の公開基準」により、原則公開の審議会であり、「花巻市情報公開条例 第7条各号」及び「当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想される場合」に該当しないことから、本審議会の傍聴及び公開をすることとしてよろしいかお諮りいたします。

皆様からご意見等ございますか。

(発言するものなし)

鈴木会長

それではご異議等ないようでございますので、会議は公開といたしますので、よろしくお願いいたします。なお、会議資料及び議事録については、市ホームページで公開いたしますことを申し添えます。

それでは審議に入ります。

まず、はじめに事務局より「花巻市の男女共同参画に関する施策について」ご説明いただきます。

紺野主査（事務局）

花巻市の男女共同参画に関する施策についてご説明いたします。

初めに、男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法第2条によると「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」としております。

この男女共同参画社会基本法は、平成11年6月23日に施行され、第14条第3項のなかで「市町村は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。」と定められております。

これを受け、岩手県では平成14年10月9日に「岩手県男女共同参画条例」を、当市では平成18年1月1日に「花巻市男女共同参画推進条例」をそれぞれ施行いたしました。

なお、花巻市男女共同参画推進条例第4条のなかで、「市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」と規定していることから、令和6年3月に「第3次花巻市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

この「第3次計画」は計画年度を令和6年度から令和13年度の8年間としております。

この計画は、「だれもがお互いを尊重し、みんなが住みよいまち」の実現のため、4つの基本計画を設定しており、この基本目標に基づき、市として施策を展開しております。

次に計画の推進体制ですが、1つ目、本男女共同参画審議会につきまして、男女共同参画に識見を有する委員の皆様で構成し、諮問機関として位置付けております。

男女共同参画審議会の役割につきましては、(1)「基本計画の策定及び変更に関すること」、(2)「花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例第4条の規定による意見の求めに応じ、多様な性の理解の推進に係る施策の実施に関すること」、そして(3)「その他施策の基本的事項及び重要事項に関すること」を「調査審議するため、花巻市男女共同参画審議会を置く」と、花巻市男女共同参画推

進条例第 13 条において定めております。

本日は、(3)「その他施策の基本的事項及び重要事項に関すること」につきまして、令和 7 年度第 3 次花巻市男女共同参画基本計画に基づく年次報告について、ご審議いただきたいと思います。

そのほか、庁内の推進組織として、職員で構成しております「男女共同参画推進幹事会」と、地域で男女共同参画の普及を担っていただいております「男女共同参画推進員」の 3 つで計画を推進していくこととしております。

簡単でございますが、花巻市の男女共同参画に関する施策についての説明を終わります。

鈴木会長

それでは、次に令和 7 年度第 3 次花巻市男女共同参画基本計画に基づく年次報告に入ります。

年次報告は 4 つの基本目標ごとに作られておりますので、基本目標 1、2、3、4 の順に時間を区切りまして、ご意見をいただきたいと思います。

まずは、第 3 次計画の概要と基本目標 1 について、事務局から説明をお願いいたします。

藤村係長（事務局）

初めに、第 3 次花巻市男女共同参画基本計画の概要についてご説明いたします。

まず、本計画の位置づけについてご説明します。本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に定める「市町村男女共同参画計画」であるとともに、基本目標 4「DV と性暴力の根絶」の取り組みをもって「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に定める「市町村基本計画」を包含することとし、さらに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に定める「市町村推進計画」に位置づけ、一体で施策の推進を図ることとしています。

また、本計画は平成 18 年に制定した「花巻市男女共同参画推進条例」第 8 条に基づいて策定した「第 2 次花巻市男女共同参画基本計画」が令和 6 年 3 月に満了したことから、これまでの取り組みの成果、市民の意識及び社会情勢の変化などを踏まえ、必要な見直しを実施し、それを踏まえ第 3 次計画は第 2 次計画を踏襲したものとなっています。

特に、第 3 次計画では、昨今の世界や社会情勢を踏まえ、性別に限らず多様性を認め合う視点を持った男女共同参画社会の形成に向けて、この計画を進めていくものとしており、「一人ひとりを尊重し合う意識づくり」、「誰もが安心して暮らし、多様な生き方ができる社会づくり」、「多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進」、「DV と性暴力の根絶」の 4 つの基本目標を立て、それに基づいて施策を展開しております。それぞれの基本目標に対応した成果指標を設定しており、第 2 次計画の最終年度の指標を目安に、第 3 次計画の目標値を定めております。

次に、参考といたしまして、近年の国の取り組みについてご紹介いたします。

令和 8 年 3 月 13 日に第 6 次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。第 6 次計画は以前の第 5 次計画と大きく変わりはありますが、各分野の目標達成に向けて、取り組みをさらに強化していくとされております。

当市の第 3 次計画は、国の第 5 次計画を参考に策定したものでありますが、国の第 6 次計画の内容が大きく変わっていないことから、市の第 3 次計画を改定する予定はありません。ただし、国の計画に準じまして、市としても取り組みを強化していきたいと考えております。

令和 8 年 4 月 1 日に独立行政法人男女共同参画機構（通称 JGEPA（ジーパ））が発足

いたしました。JGEPA の役割は、国の男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」とし、地域における諸課題の解決に取り組み、各地にある男女共同参画センターを強力に支援する「センターオブセンターズ」の役割を担うとのことです。主な業務は、関係者相互の連携及び協働の促進、広報啓発活動、研修プログラムの開発、研修の実施、専門的な調査研究の実施、国際的な情報収集や発信などということです。

計画の概要及び国の取り組みについての説明は以上となります。

それでは、年次報告に入ります。基本目標 1「一人ひとりを尊重し合う意識づくり」についてです。年次報告書 1 ページ下段①成果指標の表をご覧ください。No. 1「職場や学校、地域など身の回りで男女の平等が図られていると感じている」人の割合は、46.8%となっており、昨年度の 42.9%より 4%ほど高い数値となっています。市では、これまでの花巻市男女共同参画推進員の地道な活動などが表れていると捉えております。No. 3「男女共同参画推進員による出前講座実施回数」は 0 回となっております。出前講座については、これまで子ども向けの講座メニューがありませんでした。そのため、令和 7 年度は子ども向けの講座を推進員と市と一緒に考案し、実際に学童へ出向いてワークショップを行いました。ワークショップの結果ですが、大変好評でしたので、令和 8 年度の出前講座のメニューに追加することとなりました。また、メニューが追加になったことに伴い、出前講座チラシを一新したところ、現時点で出前講座の予定が 2 件入っている状況です。

2 ページには、男女の平等が図られていると感じている人の男女別の割合と年代別の割合を掲載しております。特に男女別では、男性に比べて女性の方が 15%ほど低くなっております。年代別では 65 歳から 69 歳の方々が 34.5%と最も低くなっております。

また、3 ページには、男女平等が図られていると感じる職業別の割合も掲載しており学生が 72.4%とも多く、家事・育児・介護だけに従事している方が 33%と最も低くなっております。

こうしたことも含めまして、市としてこの基本目標 1 に対する現状と今後の対策を 4 ページから 5 ページにお示ししております。

(1)「男女共同参画に関する教育や学習機会の充実による意識づくり」について、令和 7 年度も様々な活動に取り組んでまいりました。主な取り組みとしては、市内事業者の取組事例の紹介も含めたワーク・ライフ・バランスセミナーやDV防止セミナーなどを開催しており、より多くの方に参加していただくため、オンライン参加のほか、会場受講者用に託児サービスを設けてきました。若い世代への周知を図るため、セミナーのチラシについて、商工会議所をはじめとする関係団体、市内小中学校、市内高等学校などへ配布しました。

また、男女共同参画推進員の令和 7 年度の活動として、令和 5 年度に作成したデートDV防止のためのチラシなどを、富士大学の学園祭で配布したほか、市内商業施設で女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンの配布活動を行うなど、男女共同参画に関する周知活動を行いました。

岩手県知事が認定する「いわて男女共同参画サポーター」の本市の認定者数は、令和 7 年度までの累計で 111 人 となっております。認定者の中には、学んだ知識を活かし、花巻市男女共同参画推進員や花巻市男女共同参画審議会委員としてご活躍いただいている例もあり、市民の男女共同参画意識の向上に繋がることが期待されます。今後も、男女共同参画を推進する人材の育成に努めます。

男女共同参画について学習する機会として、岩手県男女共同参画センターが実施する「岩手県男女共同参画出前講座」について、市内小中学校へ周知を行い、令和 7 年度は市内中学校 1 校から申込がありました。出前講座のメニューは「多様な性・L G

B T Q+について」という内容でした。

L G B T Q+、つまり性的少数者への差別や偏見をなくすための取り組みとして、広報はなまき、市ホームページなどで性的少数者についての周知を行いました。また、市民を対象とした「多様な性への理解促進のためのセミナー」を開催しました。

(2)「男女共同参画に関する情報の収集と提供」について、国や県などが実施する事業の取り組みについて情報収集し、市職員に情報提供を行いました。市民には、男女共同参画推進員や広報はなまき、市ホームページなどを通じて、全ての世代の人が理解を深められるよう、地域や職場、学校、メディアなどあらゆる場と媒体を通じて周知を行いました。また、男女共同参画に関する認識や意義について理解を深められるよう、各種セミナーを実施しました。

(3)「性に関する理解の促進と生命の尊重」について、男女が互いの性に対する理解を深め、人権を尊重しつつ、相手に対する性に関する理解や自分自身や相手を大切にすることを学習する機会として、岩手県男女共同参画センターが実施する「岩手県男女共同参画出前講座」について市内小中学校、高等学校へ周知を行ったほか、特に若年層に向けて、男女共同参画推進員が作成したデートDV防止のためのチラシなどを配布するなど、周知活動を行いました。

令和7年4月には、法律婚が出来ない同性のカップルなどの関係性を市が証明する、「花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度」の運用を開始し、制度に関する情報を広報はなまき、市ホームページへの掲載したほか、制度についてまとめた動画を市公式 YouTube チャンネルに公開しました。

(4)「多様性を認め合う社会の構築」について、公益財団法人花巻国際交流協会が実施する外国人市民を支援する事業への補助を行い、外国人市民の日本語習得や生活についての基礎的な知識の習得を支援しました。また、外国人市民など、海外での経験が豊富な方を講師に迎え、市民向けの多文化共生サロンや市民語学講座を実施しました。今後も花巻国際交流協会事業への支援を行うことにより、外国人市民への支援及び市民の国際理解並びに多文化共生の推進のための事業を引き続き行っています。

参考までに、世界経済フォーラムが発表しておりますジェンダーギャップ指数によりますと、日本は教育分野と健康分野は世界トップクラスですが、政治分野は、0.1にもならない完全不平等という結果が出ております。令和7年度は初の女性首相が誕生したところですが、女性閣僚が3名と少なく、世界的に見ても低水準のままとなっています。また、2025年版では、日本は148か国中118位という結果であり、昨年は146か国中118位であったことから後退したという結果となりました。なお、1位はアイスランドであり、日本はG7の中で最下位クラスです。

鈴木会長

それでは、基本目標1について、ご意見ございますか。

菊池久範委員

資料そのものに対しての質問ですが、2ページ目に記載されている年代別のアンケートの60代を60歳から65歳と65歳から69歳に分けている理由と、10代の対象が15歳からとなっている理由について教えていただきたいです。

藤村係長(事務局)

こちら秘書政策課が毎年実施している「花巻市まちづくり市民アンケート」から抜粋しており、年代の基準について当課では把握しておりません。

菊池久範委員 60代を2つに分けて記載しており、この属性だけ厚く見せようとする恣意的なものを感じます。アンケートの取り方について検証していただきたいと思います。また、10代に関しましても、施策の中で学童に出向き児童に対しても男女共同参画を推進しているとしているのであれば、アンケートの対象に10代を入れなければ検証にならないと思います。本アンケートの担当課に伝えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

藤村係長（事務局） ありがとうございます。担当課へお伝えいたします。

早野委員 5ページにある「岩手県男女共同参画出前講座」について市内小中学校へ周知を行い、そのうち1校が開催したとなっておりますが、こちらは1校しか開催できないということでしょうか。

藤村係長（事務局） 市内すべての小中学校に周知したのですが、実施していただいたのが1校だけでした。

早野委員 こちらは市として、1校だけの受付という形なのでしょうか。例えば今回はこの中学校でやろうと指定して実施するようなものなのでしょうか。
以前、花巻北中学校が文部科学省の何かのモデル校になっていて、多様性や男女共同参画などの授業をたくさん実施していたと記憶しております。ただ、そちらも1学年のみの実施だったと思います。そのような取り組みを1校、1学年だけではなく、市内全校全学年ないし、社会全体で実施したら良いのではないかと考えております。
ですので、県の出前講座も1校指定しての実施なのか、また可能であれば広く実施してほしいなと思い発言させていただきました。

藤村係長（事務局） 市としまして、全ての小中学校に実施していただきたく、ご案内は差し上げているところがございます。ただ、学校でも様々な行事がある中で、出前講座を実施するしないの判断は各学校でしていただく形となりますので、令和7年度は申し込みたいのが1校だけだったという結果になりました。
なお、令和7年度は1校でしたが、令和6年度と令和5年度は2校、市内小中学校及び市内高等学校において開催していただいたほか、全校生徒を対象に実施した学校もございます。
ですので、実施するかどうかは学校行事などが関係しているのかと思います。

早野委員 承知しました。
岩手県男女共同参画センターの事業だけでなく、各学校で自主的に学習しているところもあるかと思いますが、必ずという訳ではないのですが、教育委員会などで何かそのような仕組みを作れたら、より男女共同参画に関する教育ができるのではないかと思います。ありがとうございました。

佐々木委員

学校の話がありましたので、花巻市校長会として発言させていただきます。

このような学習はとても大事だと感じておりますので、出前講座など活用したいと思っておりますが、教育現場ではやらなければならないことがとても多く、県や市などから来るものを取捨選択しながら、本校では何が必要なのかを見極めながら推進していきます。

LGBTやパートナーシップ制度等については、花巻市校長会として校長先生全員が研修を受講しましたし、それを持って各学校の教職員に研修を行いました。教育現場では、学級活動やそのような指導する場面がありますので、その際は教職員が実施しております。

あとは、先ほど菊池久範委員からご意見がありましたアンケートの年代について、60代は60歳から65歳の数値と、65歳から69歳の数値を足すと結果は出るかと思えます。ただ、10代にアンケートを取ろうと、学校に依頼するとなると、現時点でも数が多いアンケートを、必要なものだからと担任の教職員を説得しながら実施している状況です。

アンケートの内容は「男女の平等が図られていると感じる市民の割合」などとなっていますが、学校現場では男女差別は感じられません。当中学校では昨年、生徒会長も応援団長も女子生徒でした。今年は、応援団長は男子生徒、生徒会長は女子生徒です。そのほか、委員会活動も以前は男子1人女子1人でしたが、今は男女関係なく行っていますし、名簿順なんかはもう当たり前のように男女バラバラです。体育や技術家庭などの授業においても男女一緒に行っています。

ですので、年代別のアンケートで10代から数値が変わっていった要因は何なのか。例えば職業選択の時期に男女差別を感じているとか、60代は冠婚葬祭の時に女性だけがお茶汲みを行っているとか、そういった背景があるのではないかと思います。

そういったことがある程度推測されますので、無理に小中学校を巻き込みアンケートを実施するとか、必ず出前講座を実施するなど、出前講座を必須にしたから解決するなどといったことにはならないようお願いしたいと思います。

本審議会で行うとなり、全ての部署や機関等の調整が整うのであれば良いのですが、それは恐らく難しいのではないかと思います。

早野委員

佐々木委員のおっしゃる通りだと思います。

今の話を聞きながら年代別のことについて考えたのですが、現在60歳定年と65歳定年がありますので、定年退職後の意識の差なども量れるので、年代を分けているのも悪くはないなと感じました。

菊池由紀子委員

1ページ(1)「男女共同参画に関する教育や学習機会の充実による意識づくり」と(2)「男女共同参画に関する情報の収集と提供」についての指標は、まちづくり市民アンケートを取って意識がどうなっているかというのを見ているかと思うのですが、(3)「性に関する理解の促進と生命の尊重」と(4)「多様性を認め合う社会の構築」についての意識づくりや、意識がどう変化しているかなどの調査は、これからアンケートを取るのでしょうか。

藤村係長(事務局)

現時点ではアンケートを実施する予定はありません。ただ、必要に応じ市で検討の

上実施するかどうか判断する形となります。

菊池由紀子委員 性的少数者に対する意識づけというのは今後も推進していくかと思うのですが、どの年代の方が性的少数者に厳しい反応を示しているのかというアンケートを取ると、意識づけをしていったほうが良い年代や対象が分かって良いのではないかと思います。

藤村係長（事務局） 分かりました。ご意見ありがとうございます。

小原委員 本年次報告とは少し異なりますが、同じような取り組みを人権擁護委員会でも実施しておりますので、ご紹介させていただきます。人権擁護委員会は大きく分けて2つの委員会がございます。1つは男女委員会、もう1つは子ども委員会です。男女委員会では、毎年市内の高校生にデートDVに関するチラシを配布し、啓発活動を行っています。そのほか、「社会を明るくする運動」期間中にも、様々なチラシを配布しながら、男女の権利が大事なんだよと啓発活動を行っています。

鈴木会長 そのほかご意見ご質問等ございませんか。

（発言するものなし）

鈴木会長 それでは次に基本目標2について、事務局より説明をお願いいたします。

藤村係長（事務局） それでは次に、基本目標2「誰もが安心して暮らし、多様な生き方ができる社会づくり」についてご説明いたします。ここでは、社会のあらゆる分野において、誰もがいきいきと参画するためには、多様な人材の能力活用や多様な視点の導入が必要であることから、男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会となるよう、市民や事業所へ向けた情報提供、人材育成や環境整備に取り組みます。また、女性は生涯を通じて心身の状況が大きく変化する特性があることから、ライフステージに応じた健康支援を行うとともに、多様な困難を抱えた女性への支援も行います。

（1）から（6）の6つの施策を掲げ、具体的な事業を実施しています。成果指標は、6ページの表のとおりとなります。計画の初年度で、いずれもまだ目標値には達していない状況でございます。

7ページ、8ページは、指標の数値をグラフにしたものを掲載しております。9ページには指標の数値から、現状と今後の対策について記載しております。

（1）「政策・方針決定過程への女性の参画促進」についてですが、審議会委員に占める女性の割合は、32.1%となっており、全国の市区町村や岩手県内の市町村の平均を上回る結果となりました。このポイントは、審議会へ推薦していただく各種団体の役員に女性がいるかどうかということとなります。それを踏まえると、各種団体におきましても、女性の登用に取り組んでいただけるよう、市民の意識向上に努めることや、公募委員の募集を積極的に行うなど、今後も女性委員の登用に取り組みます。

花巻市の女性管理職の割合は、20.0%となっており、令和6年度の21.3%から減少しましたが、全国平均及び県平均を上回る結果となりました。今後も継続して人材育

成を図り、女性管理職の割合を高めるよう努めます。

(2)「固定的な性別役割分担意識にとらわれない地域活動」について、固定的な性別役割意識とは、男性は仕事、女性は家事などといった、男女の役割分業意識のことです。このことについては、令和7年度に内閣府男女共同参画局が各調査に基づいて作成した令和7年度版男女共同参画白書によりますと、特に地方では、若い女性の大都市圏への流出が多く、その理由として賃金の格差や慣習によるところが一つの要因と書かれていました。近年、若い世代が進学、就職、結婚などを機に地方から都市へ転出した後、特に若い女性において都市にとどまり地方へ戻らない傾向が強いという調査結果が出ております。出身地域を離れた理由聞くアンケートを行ったところ、最も多いのは「希望する進学先がなかった」でしたが、特に女性はその理由に加えて「固定的な性別的役割分担意識が高いと感じた」と「親や周囲の人の干渉から逃れたかったから」という理由が多かったという結果が出ました。佐々木委員からお話がありましたとおり、学校へ通学しているうちは男女の差を感じていない子たちも、進学や就職にあたっては、そういった理由により、地方を離れてしまう結果が本調査により明らかになりました。

コミュニティ会議の役員における女性の割合は、全体の13.2%となっており、令和6年度より上回りましたが、依然として低い割合となっています。地域活動の活性化には、男女共同参画の視点が重要であることから、今後も、花巻市男女共同参画推進員による出前講座の周知をするなど、男女共同参画の意義について地域でも理解の促進を図っていきます。

防災会議における女性委員の割合については、令和7年度は令和6年度と同様23.5%でした。引き続き「自主防災研修会」などの機会を捉え、自主防災組織等への女性の参画を促進してまいります。

生きがいを持って暮らしている高齢者の割合は67.5%となっています。今後も、高齢者生きがい就労創出事業や公益社団法人シルバー人材センターなどと連携した高齢者の雇用の拡大など、高齢者の社会参加の促進を図るとともに、健康づくりや介護予防講座、敬老会事業及び老人クラブへの支援等により高齢者の生きがいづくりを推進していきます。

(3)「労働の場における男女共同参画の促進」について、労働の場における男女共同参画の促進のため、一般社団法人花巻青年会議所の協力を得て、企業や事業所を対象にワーク・ライフ・バランスセミナーを開催したほか、事業者向けのワーク・ライフ・バランスの推進チラシを一般社団法人花巻青年会議所の会報に同梱し配布するとともに、市内企業向けメールマガジンにて市内企業に周知を行いました。また、農業における女性の経営参画の促進を図るため、農業委員・農地利用最適化推進員を対象として、家族経営協定研修会を開催しました。

(4)「個人が望んだ形で能力を発揮するための支援」について、花巻地方生活研究グループ連絡協議会への活動支援や女性農業者グループの資質向上を目的とした研修の開催のほか、起業、就労の支援を行いました。

(5)「生涯を通じた女性の健康支援」について、疾病の早期発見、早期治療につながるよう、妊産婦健診、保健指導や乳がん検診、子宮頸がん検診を行いました。また、妊産婦への医療費助成を行い、妊産婦とその配偶者の経済的負担の軽減を図りました。

(6)「困難を抱える女性のための支援」について、女性の生活の安定と自立を図るため、家庭内暴力つまりDVや離婚などの各種相談に対し、助言、指導することにより、問題解決に向けた方向性を導くとともに、児童相談所、教育・保育機関、警察などの関係機関との密接な連携に努め、各種相談や児童虐待通告に組織的に対応したほか、児童の養育環境向上のため、保護者への相談支援や訪問調査を行い、福祉の

向上を図りました。このほか、子育て家庭給付事業やひとり親家庭医療費助成事業、寡婦等医療費助成事業に取り組み、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図りました。基本目標2について説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

佐藤委員

成果指標No.8「市の管理職の女性の割合」について、JAでも女性の管理職は増加の傾向があります。一方で成果指標No.5「市政へ意見を述べる機会が確保されていると思う市民の割合」について、昨年もそうでしたが、男女別に見ると女性のほうが低くなっているようです。市政懇談会や市長との対話などによって、市民が市政へ意見を述べる場が開かれているかと思うのですが、発言しやすい環境づくりというのが非常に求められているのだと感じました。

菊池久範委員

(5)「生涯を通じた女性の健康支援」の中に、女性の妊娠出産などのライフステージに応じた支援とありますが、資料1「花巻市男女共同参画推進条例」第9条基本的施策には記載されておりませんので、条例に明記、追加した方が良いと思います。ご検討のほどよろしくお願いいたします。

同じく、DVについても第2条定義において、「身体的又は精神的暴力」と定められておりますが、そのほかに経済的DVなどもありますので、改正しながら新しい情報を把握していただければと思います。

早野委員

年次報告書6ページの成果指標にあるNo.7「男女いずれかの委員が30%未満の審議会等の割合」と、No.8「市の管理職の女性の割合」についてですが、本審議会においても女性委員が半数ほどいらっしゃいます。委員構成が、幼稚園の先生や看護師などであり、女性が多い職場からということもあるかと思います。昨年の商工会議所青年部会長は女性でしたが、商工会議所のように各代表が集まっている団体や富士大学の教授は男性が多いなどといった「リーダーは男性」というイメージがあるかもしれません。

市の女管理職の女性の割合についても、適任であれば男性女性あまり関係ないと思いますし、審議会等において、一定数を女性にするといったクォーター制を導入しているわけでもないかと思います。

少し話が逸れますが、花巻市校長会の佐々木委員がおっしゃっていましたが、中高生の子どもを見ていても、例えば吹奏楽部では男女混合でお互い男子だから女子だからという意識はなく、仲間のような印象があります。

No.7、8について、令和6年度実績から数値が下がっているのですが、令和13年度の目標が低いように感じます。

及川部長（事務局）

まずNo.7について、30%未満の審議会の割合ですので、数値が低いほど男女の均衡が取れているということになります。No.8については、数値が高いほど管理職に女性の登用が多いということとなります。ですので、結果的に現在も目標値には届いていない、ということとなります。

早野委員

ありがとうございます。そうすれば、令和6年度と比べると、少し良くなっているという数値ですね。

及川部長（事務局） おっしゃる通りで、No.7については、数値が低くなれば良くなっていっている。No.8については、数値が高くなれば良いということになります。

早野委員 ありがとうございます。No.8については、現実的な目標に近い数値にしているかと思うのですが、50%と言いませんが、もう少し目標値を上げて良いのではないかなと思います。

及川部長（事務局） No.8に関し、市職員採用時に男性職員が多ければ自然に管理職も男性が多い傾向になるだろうと思い個別に調査したところ、令和6年度の採用状況を見てみますと、女性が53%となっております。女性の採用率が40%から60%ということもあり、年によりますが採用時に女性の方が多いという事があります。しかしながら、現状役職に就かれる女性は少ないという結果となっております。

早野委員 (5)「生涯を通じた女性の健康支援」にもありますが、特に女性は身体的にも生活的にもライフステージが大きく変わるので、その影響があるかもしれませんね。納得しました。ありがとうございます。

鈴木会長 ほかにご意見ご質問等ございますか。

(発言するものなし)

鈴木会長 それでは続いて、基本目標3について説明をお願いいたします。

藤村係長（事務局） 続いて、11ページ基本目標3「多様な働き方と男女のワーク・ライフ・バランスの推進」についてご説明いたします。

すべての人が、「仕事」と子育てや介護、趣味や学習、休養、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させた働き方・生き方をすることをワーク・ライフ・バランスと言います。ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民や事業所へ向けたセミナーや情報提供を行うとともに、子育て支援や介護サービスの充実など働きやすい環境づくりを行うため、市では、(1)から(4)の施策を掲げ実現に向けて取り組んでいます。12ページから14ページは、成果指標について掲載しております。15ページからは、指標の結果を基に現状と課題をご説明します。

(1)「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくりと多様な働き方に関する事業所への理解促進」について、ワーク・ライフ・バランスに満足している勤労者の割合は、30歳から39歳、50歳から59歳は50%を下回りました。全体では50.2%で、令和6年度の45.4%より上回り、目標の51%まであとわずかとなりました。ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、育児休業等の制度を利用しやすいことや柔軟な勤務制度の導入など、職場の理解が欠かせないことから、令和7年度もワーク・ライフ・バランスを推進するためのチラシを市内事業所に配布したほか、市ホームページにも掲載し情報提供を行いました。また、一般社団法人花巻青年会議所の協

力によりワーク・ライフ・バランスセミナーを開催しました。ワーク・ライフ・バランスを推進することは、人材の確保、従業員の仕事への意欲向上だけではなく、生産性の向上や事業所のイメージアップ等のメリットがあるほか、社会全体には経済の活性化や一人ひとりの生活の充実につながるものであることから、引き続き事業所はもちろん、市民への周知を行っていきます。

(2)「仕事と子育ての両立支援」について、子育てしやすいまちだと感じる市民の割合は全体で 55.4%と、令和 6 年度の 50.2%を上回る結果となりました。男女別では女性が男性を上回り、年代別では 50 歳から 64 歳を除くすべての年代で 50%を上回る割合となっています。令和 5 年 8 月から、高校生以下の子どもを対象に市が医療費の助成をする「医療費助成事業」について、保護者の所得制限をなくし、全ての子どもを対象としました。また、第 2 次花巻市まちづくり総合計画長期ビジョンの重点施策推進プロジェクトの 1 つとして「子ども・子育て応援プロジェクト」を設け、妊娠・出産・子育てに関する相談・支援体制及び妊娠・出産・子育てに係る経済的支援の充実を図り、子育て世代が安心して働き続けることができるよう、引き続き延長保育や一時預かり保育、病児保育などの多様な保育サービスの充実に努めます。さらに、性別によって役割を固定的に捉える意識をなくし、男性の家事や育児などへの関心を高めるための情報発信も行っていきます。

(3)「仕事と介護の両立支援」について、高齢者が必要なときに必要なサービスを受けていると感じる市民の割合は、年齢が上がるにつれ、おおむね高くなる傾向にあります。今後も可能な限り住み慣れた地域で生活が続けられるよう、身近な地域でのサービス基盤の充実を図り、在宅介護者のやむを得ない離職を防ぎます。

(4)「仕事と家庭や地域活動の両立支援」について、仕事と家庭や地域活動の両立支援については、食生活改善を目的とし、未就学児から高齢期までの市民等を対象とした食育講座、病態別の講座を開催しました。育児学級の開催、ワーク・ライフ・バランス推進のための情報提供を行いました。

参考ですが、令和 7 年度の「男女共同参画白書」の調査の中で、6 歳未満の子どもがいる夫婦の家事と仕事の時間を比べると、家事は女性が 210 分以上、仕事は夫が 180 分以上長いという結果が出ており、家事においては女性の負担が多いという結果が出ています。以上のことから、国では、特に地方において根強く残っている固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消することが必須であるとし、若い世代は性別に関係なく個性と能力を発揮できる環境整備や地域づくりの取り組みが必要であるとしております。こうしたことを踏まえ、市といたしましては、引き続きワーク・ライフ・バランスの有効性の普及に努めるためのセミナーを開催してまいります。

基本目標 3 について説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

渡辺委員

花巻労働基準監督署は、労働基準関係法令を所掌している厚生労働省の出先機関となります。ワーク・ライフ・バランスについて、労働基準法など仕事に関する法律がどのようなになっているかという点についてご紹介したいと思います。

まず、女性活躍推進法と男女雇用機会均等法が法改正されました。働き方改革の 1 つとして、時間外労働の上限規制が設けられました。これまでは、労働者が届出をすることで上限無く残業することができましたが、本規制によって上限が定められたということになります。これまで時間外労働していた時間を、生活の時間に充てていただくことが狙いとなります。上限の例としては、一般事業所は年間 720 時間が設定されております。そのほか、年次有給休暇については、これまでは労働者が休暇を請求すれば与えなければいけないという取り扱いでしたが、法改正により年 10 日有給休

暇が付与される労働者に対し、必ず1年に5日取得させなければならないとなりました。この5日間を使って、ワーク・ライフ・バランスの充実が図れば良いと考えております。

そのほかにも様々な情報がありますので、周囲に法律に抵触しているような働き方をしている人がいらっしゃれば対応いたしますので、遠慮なくご相談いただければと思います。よろしくお願いいたします。

鈴木会長

ありがとうございました。
そのほか、ご意見ご質問等ございますか。

(発言するものなし)

鈴木会長

それでは次に基本目標4について説明をお願いいたします。

藤村係長(事務局)

基本目標4「DVと性暴力の根絶～花巻市配偶者暴力防止対策基本計画～」について、17ページをご覧ください。冒頭にもご説明申し上げましたが、本計画は、DV防止法に基づき自治体に取り組むべき計画を含むものとしており、基本目標4をもって市町村計画としております。施策の方向としては、DV防止のための教育と啓発、被害者に配慮した相談の実施と相談窓口等の周知、相談窓口の相互連携強化に取り組むこととしているものです。18ページに記載しましたとおり、DVに関する相談は市では、令和3年度及び令和4年度以降は増加傾向が続いています。令和7年度の全国の警察署への相談件数はDV防止法施行後、最多となっていますが、岩手県での警察署への相談件数は、令和7年度は317件と減少しました。また、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数も全国では高水準で推移しているものの、岩手県では昨年度よりも800件ほど減少しており、数字だけで捉えれば、全国では増えているものの岩手県では減少傾向にあるといえます。この数字の減少傾向については、そのまま受け止めていいのか、慎重に判断する必要があると考えます。特に地方の相談窓口では、窓口職員が知り合いだったなどの理由により、近くの相談窓口ではなく、遠方の相談窓口や電話相談などを利用するといった話もございます。ですので、相談件数が減少したから安心といった判断にはならないと考えております。

成果指標No.27のDVに関する相談窓口を知っている市民の割合を見ると、「警察」と回答した人の割合が最も高く、次いで、「市役所(女性相談窓口)」の割合が高くなっていますが、「警察」、「市役所以外の相談窓口を知っている」市民の割合はまだまだ低く、「相談窓口を知らない」人も17.9%いました。

19ページになります。現状と今後の対策について説明します。

(1)「DVや性暴力の防止のための教育と情報発信」について、国の「男女間における暴力に関する調査(令和5年度内閣府調査)」によると、配偶者からDVを受けたことがある人のうち、女性が27.5%、男性が22.0%となっています。DVは夫婦など、親密な関係にある者の間で起こることから、当事者が自らの被害・加害に気づかない場合もあります。DV防止のための教育として、令和7年度は、実際に岩手県内であった事案をもとに、被害を知った場合の支援などを学ぶセミナーを開催しました。また、岩手県男女共同参画センターが実施する「デートDV出前講座」の開催支援を市内の中学校へ行いました。今後も、市民向けのDV防止セミナーや市内の学校に対して講座の周知や開催支援を行うなどして、DV防止教育や意識づくりを実施していきます。

先ほどもお話したとおり、花巻市におけるDV相談件数は、年間 20 件程度、県内の警察署への相談件数は 300 件を超えていること、また、全国の警察署や配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は高水準で推移しており、令和 2 年 4 月から内閣府が開設した「DV相談プラス」には毎月 3,000 件以上の相談が寄せられています。この数字は、相談できた方であり、相談ができない方も多くいらっしゃると思いますので、実際に被害に合われている方はこの数値よりも多いと推測されます。

また、市民アンケートによると、DV相談窓口を知らない人が 17.9%いることや警察と市役所（女性相談窓口）以外の相談先について知っている人が、今なお少ない状況です。こうした状況を踏まえ、市では引き続き、岩手県が例年 11 月を「女性に対する暴力をなくす運動」の実施月間としていることに合わせ、広報はなまきやコミュニティFMにより市民に情報発信のほか、特に若年層のデートDV防止チラシの配布など、DVを正しく理解するための周知活動や、DV相談窓口の周知を行っていきます。

（２）「DV被害者に配慮した相談の実施やDV、性暴力に対する相談窓口等の周知」及び（３）「DV相談窓口の相互連携強化」について、市では市職員がDVの定義や現状を把握することや、改めてDVの現状と被害者への支援について理解を広げることを目的に、DVに関する職員研修を 実施しております。併せて、相談者の悩みごとや問題に応じて助言や指導を行い、支援が必要な場合は、警察、福祉関係部署、医療機関等と連携して、相談者が必要とする支援をスムーズに受けることができる体制を整えており、今後も継続して取り組んでいきます。

基本目標 4 については以上になります。よろしくお願いいたします。

菊池久範委員

ご説明いただいたとおり、現状配偶者からDVを受けたことがあるのは、女性が 27.5%、男性が 22%となっておりますが、花巻市には男性相談窓口というものが無いのですが、どのような理由で設けていないのでしょうか。

藤村係長（事務局）

市では、DV相談窓口という専用の窓口を設けておりません。そのため、花巻市市民生活総合相談センター、こども家庭センターの女性相談窓口、男女共同参画推進担当課である地域づくり課市民協働係を通じて、岩手県男女共同参画センターのDV相談窓口に繋げるといった形となっております。

菊池久範委員

市としては、DV相談窓口の設置の必要性についてどのように考えているか教えてください。

坊澤課長（事務局）

以前、市民生活総合相談センターに配属になっておりましたのでお答えいたします。女性からのDV相談はもちろん、男性からのDV相談も少なくありません。ただ、市の体制としては、「女性相談」を目的に窓口を設置しているため、男性からの相談については、岩手県男女共同参画センターの男性専用の相談窓口にお繋ぎしているという形となります。ですので、市では専門的な知識がないということもあり、現在は岩手県男女共同参画センターへお繋ぎすることが良い方法なのではないかなと考えております。

那須委員

民生委員をしておりますと、高齢者からよく相談を受けます。そのうち、DVなどに関する相談については、お子さんが怯えた様子で家に入ってしまったという情報があったため、何か相談事がありますか、とお話をお伺いしても、大抵は何もありません、と断られてしまいます。ですので、実際はこの数値よりも多くあると思います。なかなか自分の家のことを話すこと、家族を摘発するようなことはしたくないというような考えもあり、表に出にくい環境にあると思います。DV防止セミナーなども開催されていますが、このセミナーに参加できる人はまだ恵まれていて、自分で考えることもできていると思います。暴力がひどくなってきて警察などに相談をして、そのあとどうなったか、民生委員でも近所に住んでいる方でも、どうなったか分からないことがあります。ですので、このようなDVなどの実態は、数字では読み取れないところがあり、大変だと感じました。

早野委員

最初に菊池久範委員からご意見がありました、花巻市男女共同参画推進条例第2条第5号において、DVの定義の中で「身体的又は精神的暴力」のままになっております。平成18年に施行した条例で、直近ですと令和6年に改正しておりますが、こちらに精神的DV、経済的DV、社会的DVを加えたほうが良いと思います。

条例を改正する場合は議会にかけなければいけないのでしょうか。

坊澤課長（事務局）

条例を改正する場合は、議会に上程し、議決いただかなければいけません。今、ご指摘いただいた箇所については、事務局としても改正が必要だと感じておりますので、検討の上進めたいと思います。

鈴木会長

これまでご発言していない委員のみなさまからもご意見ございませんか。

古舘委員

DV被害を受けた方向けの相談窓口などは、様々な機関であるのだなと感じましたが、それよりもDVをしない、させないといった、例えば啓発ポスターを職場に貼るなどの取り組みをしたほうが良いと思います。やはり、DVをしてしまっている人は、自分がDVをしていると気づけない場合が多いです。ですので、このような言葉が暴言となりDVに該当しますというような事例を出して、分かりやすいものでアプローチすると良いと思います。相談件数が少なくなったという数値が出ていますが、もしかしたら隠れて相談できていない人たちはたくさんいらっしゃるからなのかとも思いますので、DVの事例を分かりやすく表現して、DVが起こる前の対策についても検討して取り組んでいただければと思います。

多田委員

私たちは職務上保護者にお会いする機会も多いですし、DVに気づいてあげやすい職種の1つだと思っています。子どもたちはDVされている様子を見たり聞いたりすると、園での生活に大きな変化が見られると思います。そういったところに、職員等が丁寧に関わって様子を見守ることと、何か気づいた点があれば職員同士では声をかけるというところを徹底しておりますので、引き続きやってまいりたいと思います。また、子どもの違和感に気づいたら、そのままにせず、どのように対処してみたら良いか、自分たちがどう動けるのか、その後どう繋げていけば良いのか、その点を私たち自身がきちんと理解していないと、本当の意味で助けてあげることができな

いなと今日改めて感じたところです。

そのほか、基本目標３ワーク・ライフ・バランスに戻ってしまうのですが、ワーク・ライフ・バランスを取るために、一時預かりや病後児保育事業を推進していくというお話について、仕事が休めない保護者にとってはとても大事な事だと理解しています。ただ、親がそばにいてその子を大事にしてあげないと、子ども自身が自分は大事にされているという思いを積み上げていくことが、最終的には子どもを助けるといったことにも繋がっていくことだと思うので、その点については履き違えないように子どもを優先した考えを止めないようにしなければいけないと思います。また、低年齢の子どもを 11 時間以上預かるケースが増えてきていると感じています。私たち自身の保育と教育の質を上げるということについて、やはり徹底していかなければいけない、そしてバランスを取っていかなければいけないと感じました。

鈴木会長 そのほか、会議全体を通しての意見でも結構です。ほかにご意見ございませんか。

大野委員 男女共同参画について推進していかなければならないと始まってから、少しずつですが大きく変わってきているなど実感しております。このまま歩みを止めずに、時代に合うよう推進していくことが大事だなと思いました。

伊藤委員 私は花巻市男女共同参画推進員として活動し３年目となります。デートＤＶに関するチラシやカードを高校生などに配布したり、出前講座を行ったり、そんな小さなことから少しずつ男女共同参画について広めていったら良いのかなと思い、まだまだ勉強中でございます。

小國委員 ＤＶの相談件数について、この数値に表れてる方々はまだ相談できているけれど、実際に被害に合われている方の中には、そういった相談窓口を知らないだけでなく、相談できない状態であるなど、表に現れていない人たちなのかなと思いました。ＤＶに限らずですが、どこにも相談できずに困っている人というのは、潜在的にいると思いますので、そういった人たちに情報をどうやって届けるのかというのが、今後の課題になっていくのかなと思います。

鈴木会長 そのほか、ご意見ご質問等ございませんか。

（発言するものなし）

鈴木会長 それでは皆様にお諮りいたします。ただいまのご質問やご意見、それぞれ伺いまして、この年次報告書については大きく修正を要するものはなかったと認識しております。年次報告書について、本案のとおり公開することにつきまして、審議会として同意したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

鈴木会長 それでは、本案のとおり公開することとして本審議会として同意したいと思いま

す。

それでは、以上により令和7年度第3次花巻市男女共同参画基本計画に基づく年次報告の審議を終了いたします。

本日は皆様から活発なご意見ご審議いただきました。おかげで大変有意義な会議となりました。また、会議への進行にご協力くださいます、ありがとうございました。

坊澤課長（事務局） 長時間にわたりご審議くださいます、ありがとうございました。
最後に及川地域振興部長よりご挨拶申し上げます。

及川部長（事務局） 本日はお忙しい中、長時間にわたりご審議くださいます、ありがとうございました。ご審議いただいた年次報告につきまして、本案のとおり公表させていただくと共に、頂戴しましたご意見等については、今後の業務の参考にさせていただきたいと思います。
なお、本審議会の任期については、令和9年5月31日までとなっております。次回の会議の予定は未定となりますが、引き続き本市の男女共同参画推進へのご支援、ご協力賜りますようお願い申し上げます。
ありがとうございました。

坊澤課長（事務局） これをもちまして本日の審議会を終了いたします。
ありがとうございました。

（午前11時50分閉会）